

芦屋市マンション管理状況届出制度の開始

本市では住宅総数に占める分譲マンションの割合が非常に高く、皆さまの重要な居住形態となっています。一方、分譲マンションは多様な価値観を持つ区分所有者間の合意形成や意思決定の困難さがあるとともに、高経年マンションの急増が今後予測されています。

マンションの適正管理を進めるためには、市でも、その管理状況を把握しておくことが重要となります。

そのため、管理組合によるマンションの適正管理、マンションの資産価値の保全や効果的な施策推進等を目的に、市では令和6年3月「芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例」を制定し、**7月からマンション管理状況の届出義務制度を開始します。**

本制度に関する皆さまのご理解とご協力をお願いします。



届出義務の対象

市内の住戸数が10戸以上の分譲マンション
(賃貸マンションは届出の対象外です)

届出の期間

令和6年7月から令和6年12月末日まで(延長)

※新築分譲マンションの場合、最初の総会の開催後の最初の9月末日までに届出が必要です

※当初の届出から5年経過ごとの9月末日までに、変更の有無に関わらず再度の届出が必要です

※マンション名、管理者、管理形態に変更が生じた場合は、その都度、変更の届出が必要です

届出者

マンション管理組合の理事長等

※理事長とは別に管理者を定めている場合は、その管理者が届出を行ってください。

届出事項

- ・届出者の氏名・住所・電話番号
 - ・マンションの概要・適切な管理に関する事項・その他
- ※届出内容については、一部の事項を除いて、届出者のご希望により、市ホームページへの掲載を予定しています。

ウェブ申請(新規)はこちら



↓詳しくは市HPへ



- ①ウェブ申請 ②電子メール
③FAX ④郵送
⑤建築住宅課窓口持参

のいずれかの方法により行ってください

※なるべくウェブでの届出にご協力をお願いします

届出方法



届出先
お問合せ先

芦屋市 建築住宅課 (芦屋市役所本庁舎東館2階25番窓口)

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 (平日 9:00~12:00、12:45~17:00)

TEL:0797-38-2721 FAX:0797-38-2722

メールアドレス:jutaku@city.ashiya.lg.jp